

春日部市一般廃棄物最終処分場
長期包括運營業務委託

優先交渉権者決定基準書

令和7年7月

春日部市

春日部市一般廃棄物最終処分場
長期包括運營業務委託
優先交渉権者決定基準書

目次

| | |
|---------------------------|---|
| 1. 総則 | 1 |
| 2. 民間事業者の決定方法 | 1 |
| 3. 審査の枠組み | 1 |
| 1) 資格審査 | 3 |
| 2) 提案審査 | 3 |
| 4. 非価格要素審査及び価格審査における点数化方法 | 4 |
| 1) 非価格要素審査における点数化方法 | 4 |
| 2) 価格要素審査の点数化方法 | 4 |
| 別紙 非価格要素審査基準 | 5 |

1. 総則

本優先交渉権者決定基準書は、春日部市（以下、「本市」という。）が、春日部市一般廃棄物最終処分場長期包括運營業務委託（以下、「本業務」という。）を実施する民間事業者を募集し、優先交渉権者を決定するにあたって、公募に参加しようとする者を対象に配布する公募説明書と一体となるものである。

優先交渉権者決定基準は、優先交渉権者を決定するにあたって、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・審査するための方法や評価項目を示し、応募者が行う提案について、具体的な指針を与えるものである。

2. 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者の決定方法は、本業務の特性を踏まえ、価格のほかに、施設の性能、機能、技術等の提案及び業務の効率性への配慮等を総合的に評価する必要があることから、公募型プロポーザルにより実施する。

本業務は、長期包括運營業務委託を実施するため、専門的な技術やノウハウにより、長期間において安全・安心な施設の運営を行うものである。そのため、応募者の運營業務に関する技術、業務遂行能力及び提案価格を総合的に評価し、優先交渉権者を決定する。

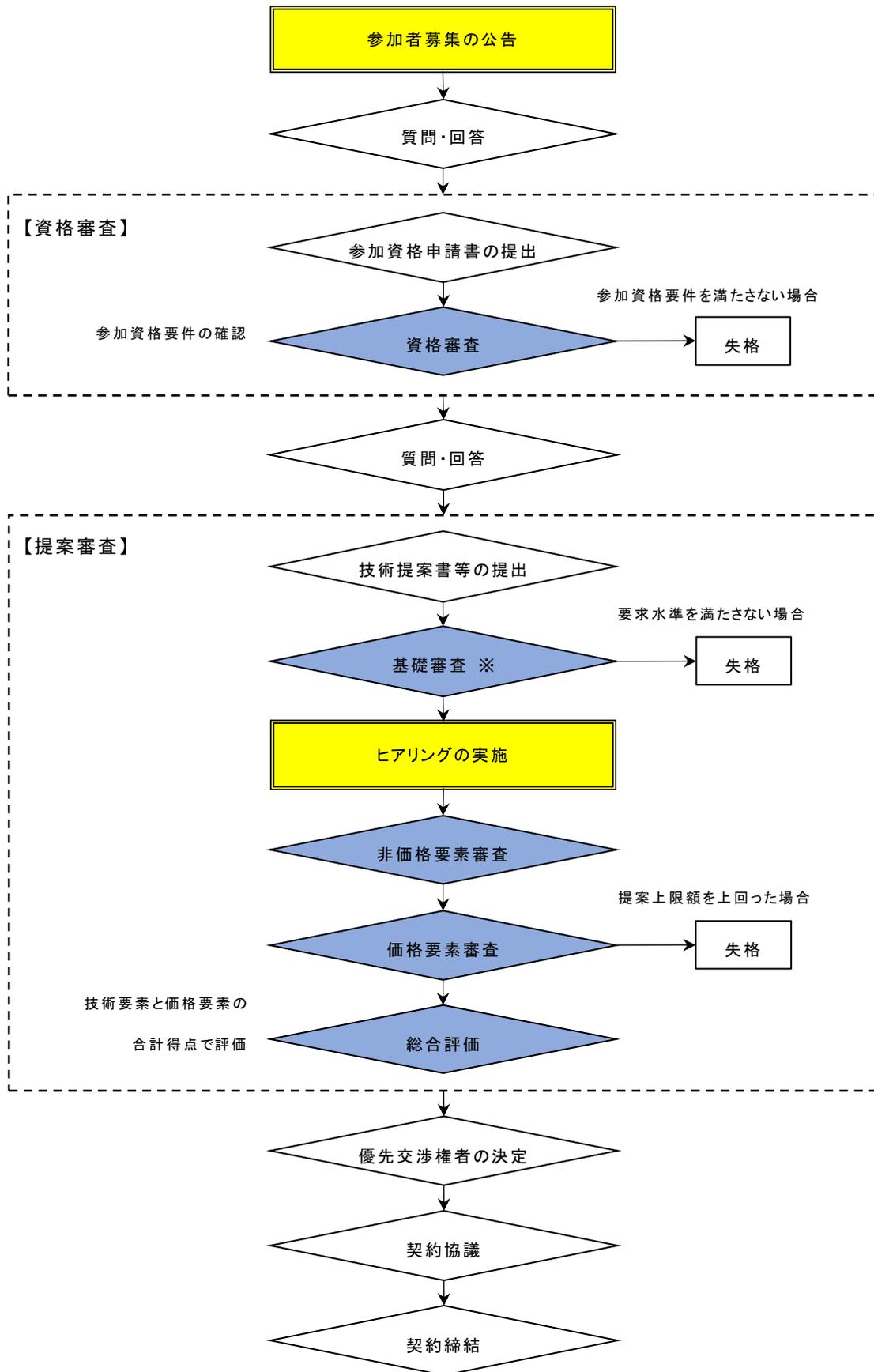
3. 審査の枠組み

審査は、第1段階の「資格審査」、第2段階の「提案審査」で構成される。

資格審査では、応募者の参加資格要件の確認を行い、参加資格要件を満たすことが確認できた応募者だけが提案審査を受けることができる。

提案審査は、「基礎審査」、「非価格要素審査」及び「価格要素審査」で構成され、本市が非価格要素審査及び価格要素審査の提案内容を評価・審査し、優先交渉権者を決定する。

なお、募集要項の公表から優先交渉権者の決定及び受託者の決定に至るまでの流れは、図1に示すとおりである。



※ 基礎審査：要求水準書に示されている基本内容の確認等

図1 優先交渉権者決定までの流れ

1) 資格審査

応募者から提出された資格審査申請書等から、公募説明書の「4. 応募者の参加資格要件」を満たしていることを確認し、結果に応募者に対し通知する。確認は、公募説明書の「5. 参加資格確認（資格審査）」に示す方法により行う。なお、参加資格要件を満たしていない場合は、失格とする。

2) 提案審査

(1) 基礎審査

資格審査を合格した応募者から提出された本業務に関する提案書類について、要求水準書等に示された要件を満たし、業務としての妥当性を有しているかの審査を行う。

以下に、基礎審査における視点を示す。なお、要求水準書等に示す基準を満たしていない場合は、失格とする。

①提案書類の審査

- ア. 必要である提案書類が揃っているか
- イ. 提案書類において、書類間での整合が図れているか

②運營業務委託仕様書と要求水準書の適合性

- ア. 要求水準を満たした技術提案がされているか
- イ. 業務計画書内の金額が妥当であるか
- ウ. 要求水準及び契約条件を遵守しているか

(2) 非価格要素審査

非価格要素提案書、運營業務委託仕様書、業務計画書の提案内容を、以下に示す観点から評価し点数化する。なお、審査にあたりヒアリングを実施する。

- ① 運営・維持管理体制について
- ② 事業継続性について
- ③ リスク管理について
- ④ 地域・社会への貢献について

(3) 価格要素審査

価格提案書に記載された金額が提案上限額の範囲内であることの確認を行い、提案価格を点数化する。なお、提案上限額を上回った応募者は失格とする。

(4) 総合的な評価

「(2) 非価格要素審査点」に「(3) 価格要素審査点」を加えて総合評価点を算出し、優先交渉権者を決定する。

$$\text{総合評価点} = \text{非価格要素審査点} + \text{価格要素審査点}$$

なお、非価格要素審査点の満点を60点、価格要素審査点の満点を40点とし、合計100点満点とする。

4. 非価格要素審査及び価格審査における点数化方法

1) 非価格要素審査における点数化方法

非価格要素審査点の配点は、60点とする。以下に示す各評価項目の得点の合算を非価格要素審査点とする。評価項目及び配点、採点基準を以下に示す。

なお、点数は、全評価合計の小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求める。

(1) 評価項目と配点

評価項目及び配点は、別紙のとおりとし、各評価内容における評価の視点を基に有効提案の数・程度により定性評価する。

(2) 採点基準

各評価内容において、次に示す5段階により評価、点数化する。

| 評価 | 評価内容 | 採点の算出方法 |
|----|----------|--------------|
| A | 特に優れている | 項目ごとの配点×1.00 |
| B | AとCの間 | 項目ごとの配点×0.75 |
| C | 優れている | 項目ごとの配点×0.50 |
| D | CとEの間 | 項目ごとの配点×0.25 |
| E | 優れた提案は無い | 項目ごとの配点×0.00 |

2) 価格要素審査の点数化方法

価格要素審査点の配点は、40点とする。

価格要素審査点については、以下の方法で得点を算定する。

なお、点数は、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで求める。

【価格要素審査点の算出式】

$$\text{価格要素審査点} = 40\text{点} \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{提案価格}}$$

別紙 非価格要素審査基準

| 番号 | 評価項目 | 評価内容 | 評価の視点 | 配点 | 計 |
|----|-----------|---|---|----|----|
| 1 | 運営・維持管理体制 | 組織体制（連絡体制）ならびに施設の運転体制（人員配置） | ◆運営維持管理の信頼性（運転方法、施設の管理体制等）に関する対策・工夫 ◆職員の指揮監督・管理体制に関する対策・工夫 ◆職員構成（職員配置）、職員の保有する資格の妥当性 | 5 | 20 |
| | | 安定的な運転管理業務の遂行 | ◆人材育成、待遇（研修）の方策 ◆人員に欠員が出た場合の対応 ◆安全衛生管理の取組 | 5 | |
| | | 水質・水量の変動への対応 | ◆水質の変動（日・季節・緊急時）に関する対策・工夫 ◆水量の変動（日・季節・緊急時）に関する対策・工夫 ◆水処理管理、水質検査及び水処理薬品受入等の業務を実施する上で留意すべき事項 | 5 | |
| | | 管理経費の縮減 | ◆電気、水道、消耗品費等の節減についての方策 ◆施設、設備の効果的かつ効率的な利用についての方策 | 5 | |
| 2 | 事業継続性 | 不測の事態、有事の際の対応方策 | ◆運営維持管理継続のための体制確保（事業継続計画、バックアップ体制等）に関する対策・工夫 | 5 | 15 |
| | | 事業期間終了後の施設利用を見据えた運営・維持管理体制 | ◆施設の安定運転に必要な施設、設備の保守管理に関する対策・工夫 ◆予防保全や緊急修繕など、本市に対する修繕提案に関する対策・工夫 ◆施設の長期利用、長寿命化のための運営維持管理業務（保全計画の実行方法等）における対策・工夫 | 5 | |
| | | 10年間の運営維持管理実績を踏まえた次期計画の提案や、次期事業者への引継ぎ計画 | ◆次期事業者への運営維持管理業務の引継ぎにあたり、事業を通じて蓄積された本施設の特性等を伝承するための次期計画提案及び引継ぎ計画案における対策・工夫 ◆上記以外の引継ぎにおける対策・工夫 | 5 | |
| 3 | リスク管理 | リスク管理方法 | ◆本事業の特性を踏まえたリスクの抽出とリスク管理の考え方、その対応方法 ◆本市、自治会、地域住民への必要な情報提供に関する具体的な方策 ◆個人情報の適正な保護のための具体的な方策 | 5 | 15 |
| | | 緊急時（災害・事故・故障等）の危機管理方針 | ◆マニュアル整備及び訓練、研修等の計画 ◆緊急時、災害時における組織、人員体制、連絡体制 | 5 | |
| | | 災害・停電発生時にも早期に運転再開できる管理体制 | ◆災害対応（発生時及び運転再開時）の方策・工夫 ◆停電時対応（発生時及び運転再開時）の方策・工夫 | 5 | |
| 4 | 地域・社会への貢献 | 地域還元施設の維持管理体制 | ◆地域還元施設の維持管理に関する対策・工夫 ◆利用者の安全確保に関する対策・工夫 ◆地域住民、利用者等の要望、苦情への具体的な方策 | 5 | 10 |
| | | 地元住民の雇用、物品及び役務の調達に際しての地元業者への配慮 | ◆地元住民の雇用計画 ◆物品、役務の調達に際しての地元業者への配慮 | 5 | |

非価格要素審査点 合計 60 点